

学校臨時休業対策費補助金に関するQ & A

(令和2年3月17日時点)

※本Q&Aは、今後、順次更新を行います。

共通事項

問● 年度内にどこまで交付決定を行うのか。学校設置者（補助事業①）や地方公共団体（補助事業②）として、今年度中の予算化が必要か。

- 今回の予備費は、令和元年度予算であり、当該年度中の執行が原則であることからできるだけ早期の執行に努めていただくことが重要です。なお、様々な事情により年度内の執行が困難な場合は、繰越制度の活用も考えられます。

学校給食費返還等事業（補助事業①）

【補助の流れ】

問● 申請は各学校設置者で行うのか。都道府県が取りまとめる必要があるか。

- 各学校設置者が各都道府県給食会を通じて全国学校給食連合会へ申請します。

問● 都道府県が市町村分費用の予算取りをする必要があるのか。

- 市町村を間接補助事業者、負担割合を4分の1としているため、都道府県の負担は想定していません。ただし、別途、都道府県が単独事業として市町村を支援することを妨げるものではありません。

【補助金額】

問● 学校設置者が負担する4分の1について、国の支援はあるのか。

- 公立学校については、学校設置者負担分の80%が特別交付税により措置されます。私立学校については、学校設置者負担となります。

【補助対象経費】

問● 学校給食費を全部又は一部を無償化している場合は対象となるか。

- 対象となります。

問★ 学校に寄宿舎がある場合、朝食と夕食分の食材についても対象となるか。

- 本補助金は、臨時休業期間の学校給食（学校給食法第3条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条で定める学校給食をいう）の休止への対応であり、対象なりません。

問● 「違約金等」について、事業者との契約書にキャンセル料に係る規定がない場合でも対象になるのか。

- 現行の契約にキャンセル料に係る規定がない場合でも、臨時休業期間に係るものであることなど客観的に分かるよう、業者と学校設置者との間で調整の上、変更契約等を行い、違約金等を学校設置者が支払った場合は対象となります。

問★ 「違約金等」について、既存の規定を持っていない場合などは、金額設定をどのように考えればよいか。どこまで認められるのか。

- 各学校設置者と事業者との間で協議の上、変更契約等にて合意いただければと思います。 その際、臨時休業期間に係る合理的な金額となるよう留意願います。

問★ キャンセルに係る違約金等の対象となる食材は、既に納入したものでなければいけないのか (納入前の食材は対象にならないのか)。

- 事業によって納入の有無は問いませんが、個々の契約に従って取り扱うこととなります。但し、転売等の状況については確認が必要です。

問● 学校設置者が既に入れた食材のうち、保存可能なため、4月以降に活用予定の食材は、補助の対象となるか。

- 対象外です。

問★ 学校設置者が、寄付にあたって要した費用については、処分に要した費用と見なされるか。また、証明書等、申請にあたり何が必要になるのか。

- 見なされます。申請にあたっては、寄付を行った事実と寄付に要した費用がわかる資料が必要と考えています。

問★ 4月以降の在学学生には、5月分の給食費は3月の納入分を相殺した額を徴収予定であり、3月に卒業する者には、4月以降に振り込みで返納を予定している。その旨を保護者に周知し、承諾を取る際の郵送料や振り込み手数料も対象となるか。

- 対象となります。

問★ 既に学校給食費を保護者に返還しており、その際、返還手数料は保護者負担としていたが、本事業の補助対象経費となることを受け、当該手数料も保護者に返還したいと考えている。但し、「返還する手数料」より、そのために要する経費のほうが高くなるどころ、問題ないか。

- 対象となりますが、返還にかかる事務的負担や費用等も含め総合的に勘案し、適切に判断いただければと考えています。

衛生管理改善事業（補助事業②）

【補助の流れ】

問● 県学校給食会への申請は各学校設置者で行うのか。都道府県がとりまとめるのか。

- 都道府県・市町村が、業者に補助を行う場合、全国学校給食会連合会（各都道府県学校給食会）が都道府県・市町村に補助を行います。

問★ 業者が複数の市町村や県全体で研修を実施する場合、窓口となる地方公共団体はどこになるのか。

- 県でおとりまとめいただくか、関係市町村で協議して決めていただくことが考えられます。

【スケジュール】

問● 設備購入や職員研修を令和元年度内に行わなければならないのか。

- 今回の予備費は、令和元年度予算であり、当該年度中の執行が原則であることからできるだけ早期の執行に努めていただくことが重要です。なお、様々な事情により年度内の執行が困難な場合は、繰越制度の活用も考えられます。

【補助金額】

問★ 地方公共団体が負担する3分の1について、国の支援はあるのか。

- 地方公共団体負担分の80%が特別交付税により措置されます。

【補助対象経費】

問● 特に契約変更をしていない業者に対し、学校設置者が自主的に衛生管理の改善のために設備更新等を支援した場合も対象となるか。

- 今回の臨時休業に伴った影響を受けている業者に対する支援であれば、対象となります。

問★ 業者主催ではなく、他者主催の研修に参加するための費用も補助対象となるか。その際、旅費も認められるか。

- 補助の対象となる研修の実施形態や対象項目に制限はありません。ただし、実施日数や対象人員数、総額に限度額があります。

